

1 政治団体数及び収支報告書提出状況

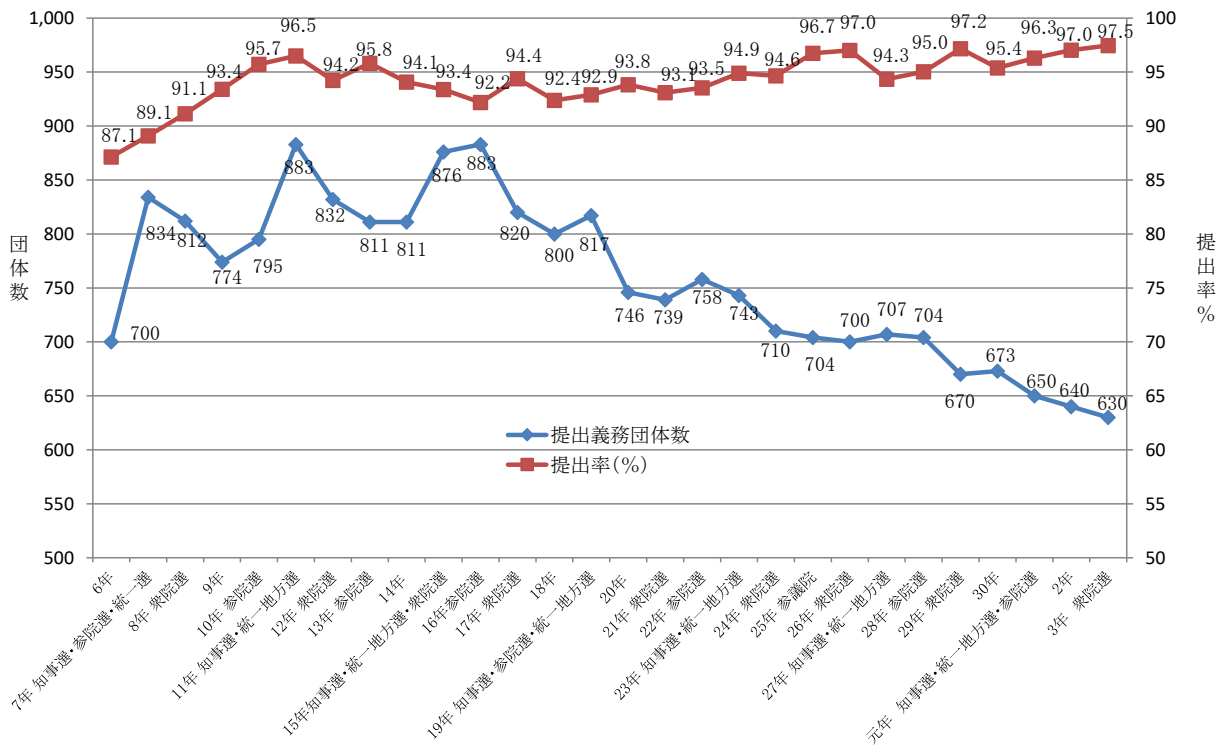
(1) 総括表

区 分	年	提出義務 団 体 数 (A)	R3-R2	提出団体数 (B)	提出率 (B)／(A)	R3-R2
政党支部	R3年	114	1	113	99.1%	△ 0.9
	R2年	113	—	113	100.0%	—
その他の政治団体	R3年	516	△ 11	501	97.1%	0.7
	R2年	527	—	508	96.4%	—
合 計	R3年	630	△ 10	614	97.5%	0.5
	R2年	640	—	621	97.0%	—

(注) 上記提出義務団体数からは、原則として令和3年以前に政治資金規正法第17条第2項が適用された政治団体は除いている。
 (注) 「その他の政治団体」とは、政治資金規正法の政治団体のうち、政党支部以外の政治団体であり、これには国会議員関係政治団体、資金管理団体等が含まれる。

<参考>

政治団体数・提出率の推移



(2) 政党支部

区 分	年	提出義務 団体数	R3-R2	提出団体数	提出率	R3-R2
		(A)		(B)	(B)／(A)	
公明党	R3	3	0	3	100.0%	0.00
	R2	3	—	3	100.0%	—
国民民主党	R3	0	0	0	—	—
	R2	0	—	0	—	—
社会民主党	R3	2	0	2	100.0%	0.00
	R2	2	—	2	100.0%	—
自由民主党	R3	101	1	100	99.0%	△ 0.99
	R2	100	—	100	100.0%	—
日本維新の会	R3	0	0	0	—	—
	R2	0	—	0	—	—
日本共産党	R3	4	0	4	100.0%	0.00
	R2	4	—	4	100.0%	—
立憲民主党	R3	4	0	4	100.0%	0.00
	R2	4	—	4	100.0%	—
政党支部 合計	R3	114	1	113	99.1%	△ 0.9
	R2	113	—	113	100.0%	—

(注) 上記提出義務団体数からは、原則として令和3年以前に政治資金規正法第17条第2項が適用された政治団体は除いている。

(3) その他の政治団体

区 分	年	提出義務 団体数	R3-R2	提出団体数	提出率	R3-R2
		(A)		(B)	(B)／(A)	
国会議員関係団体	R3年	17	0	17	100.0%	0.0
	R2年	17	—	17	100.0%	—
衆議院議員関係団体	R3年	10	0	10	100.0%	0.0
	R2年	10	—	10	100.0%	—
参議院議員関係団体	R3年	7	0	7	100.0%	0.0
	R2年	7	—	7	100.0%	—
知事関係団体	R3年	6	△ 1	6	100.0%	0.0
	R2年	7	—	7	100.0%	—
県議会議員関係団体	R3年	44	△ 2	44	100.0%	0.0
	R2年	46	—	46	100.0%	—
その他の団体	R3年	449	△ 8	434	96.7%	0.8
	R2年	457	—	438	95.8%	—
その他の政治団体 合計	R3年	516	△ 11	501	97.1%	0.7%
	R2年	527	—	508	96.4%	—

(注) 上記提出義務団体数からは、原則として令和3年以前に政治資金規正法第17条第2項が適用された政治団体は除いている。

(注) 「その他の団体」とは、政党支部以外の政治団体のうち、令和3年末時点で現職の衆議院議員、参議院議員、知事及び県議会議員関係団体を除いた政治団体であり、市町村長及び市町村議関係団体等が含まれる。